

各種文書

【目次】

(1) 北海道・ロシア地域間交流推進方針	24
(2) 北海道とロシア連邦極東地域との経済協力に関する常設合同委員会の 設置に関する覚書	25
(3) 北海道とロシア連邦極東地域との地域間協力発展プログラム（第6期）	27
(4) 「日本国北海道とロシア連邦サハリン州との友好・経済協力に関する提 携」議定書	32
(5) 「日本国北海道とロシア連邦サハリン州との友好・経済交流促進プラン に関する協力覚書」付属書	35
(6) 日本国北海道とロシア連邦モスクワ州との地域間交流の開始に関する 議事録	41
(7) 北海道（日本）とサンクトペテルブルク（ロシア連邦）の協力発展に 関する「ロードマップ」事業計画	43
(8) 北海道（日本）とサンクトペテルブルク（ロシア連邦）の協力発展に 関する「ロードマップ」活動計画	47
(9) 日本国北海道とロシア連邦サハ共和国との相互理解に関する覚書	52

※ 上記（3）、（5）、（7）、（8）については、計画期間を了している。

7. 各種文書

7. 各種文書

(1) 北海道・ロシア地域間交流推進方針

北海道・ロシア地域間交流推進方針 概要版

推進方針の位置づけ	長年の極東地域との交流の蓄積や、欧露部との交流の動きによるロシアの地方政府や中央政財界の本道への関心の高まり、日露地域・姉妹都市交流年を契機とした両国の地域間交流の高まりを踏まえ、今後の本道とロシアとの交流の一層の充実を図るため、ロシアとの交流を戦略的に推進するための包括的な基本方針を策定する。	
ロシア交流の意義	I 本道が隣接する地域の平和と安定に寄与する 【目 標】隣国ロシアとの地域同士の確かな人的交流と人材育成 【方向性】相互理解や信頼関係の一層の構築に向けた人的交流の拡大や、地域と地域をつなぐ多様な人材の育成	II 隣接地域（ロシア）の経済を本道経済の活性化に取り込む 【目 標】人的交流を基盤とし、地域特性を踏まえた経済交流 【方向性】双方の地域特性を活かした重点分野の設定による経済交流 人・モノ・サービスが双方を往来するウィン・ウィンの経済交流
対口交流に係る本道の特性等	寒冷地技術 観光 食 健康医療 文化・芸術 スポーツ 先端技術 環境・エネルギー 交通・物流 人材育成	
北海道・ロシア未来交流プラン ～ 2つの基盤と7つの分野を核とした、未来につながるロシア交流の展開 ～		
視点	①着実な交流 ⇒ 交流基盤である「人的交流」、「交通・物流」を重視 ③双方に利点のある交流 ⇒ 北海道のメリットを意識した取組	②未来につなぐ交流 ⇒ ロシア交流に寄与する人材の育成 ④選択と集中 ⇒ 双方の地域特性を踏まえた、取組分野と地域の絞り込み
エリア別の重点分野 エリアの特性への対応の可能性を踏まえながら、「新8つの協力パッケージ」の諸分野を含む幅広い交流を進めるとともに、エリア毎に重点的に取り組む分野を絞り込む。		
種 別	東 長年の交流蓄積と地理的隣接性を踏まえた交流 ⇒ 観光、食（食品、農水産業）、健康・医療、寒冷地技術、環境・エネルギー	シベリア 往来頻度が少ない環境でも可能な交流 ⇒ 先端テクノロジー（情報通信など）
吹 露 部	大都市圏をターゲットとしながら、北海道ブランドの浸透を図る交流 ⇒ 観光、健康・医療、寒冷地技術、文化・芸術・スポーツ、人的ネットワークの強化・活用	開発地域 道内姉妹都市と連携した取組や、道の施策の推進などに効果的と考えられる地域 【当面の対象】カムチャッカ地方、ノヴォシビルスク州
共 通	人的交流・人材育成：良好な関係の構築・深化に向けた最重要要素 交 通 ・ 物 流：人・モノの往来を活発化させる重要な基盤	
《 2基盤7分野を核としたロシア交流 》		
安全・安心で美味しい食 健康づくりと医療の充実 寒冷地の快適な生活 環境保全と持続可能なエネルギー利用		
未来に繋ぐ人的交流・人材育成 往来を支える交通・物流		
道の役割	◇ ロシアとの地域間交流の推進方向の策定 ◇ ロシアにおける北海道ブランドの浸透 ◇ 道内における対ロシア理解の促進 ◇ 道内企業・団体・市町村と政府関係支援機関、対露経済企業との橋渡し ◇ ロシア側行政・政財界等とのコンタクトの開発と道内企業・市町村の取組への活用	
推進体制	ロシア極東地域 サハリン州 サンクトペテルブルク市 北海道・ロシア地域間交流推進協議会 北海道・ロシア協力プラットフォーム	
指標	ロシアからの来道者実人数 2018年 17,900人 ⇒ 2023年 40,000人 ※新型コロナウイルス感染症による影響は含んでいない	
期間	期限設定無し(ロシアの社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じ見直し)	

7. 各種文書

(2) 北海道とロシア連邦極東地域との経済協力に関する常設合同委員会の設立に関する覚書

北海道とロシア連邦極東地域との経済協力に関する常設合同委員会の設立に関する覚書

北海道知事によって代表される日本側（北海道）の代表団とロシア連邦対外経済関係省次官によって代表されるロシア連邦側の代表団（以下、「双方」という。）は、日本国とロシア連邦との関係の改善と発展を促進し、また、ロシア連邦極東地域のアジア・太平洋地域における統合過程への参加を促進することをめざし、互恵的な経済、科学・技術、文化の各分野での協力を発展させることを期待して1990年6月18日に合意された「日本国北海道とソ連邦ロシアソビエト社会主義連邦共和国との友好的なパートナーシップに関する合意」に基づき、これまで積み重ねてきた北海道とロシア連邦極東地域との不断のかつ多面的な協力関係を考慮し、以下の諸点について合意した。

第1条

双方は、1990年6月18日付け合意に盛り込まれた経済協力の問題を適時かつ効果的に解決するために、北海道とロシア連邦極東地域との経済協力に関する常設合同委員会（以下、「合同委員会」という。）を設立する。

第2条

- 合同委員会は、第1条記載の目的を達成するために、
1. 北海道とロシア連邦極東地域との協力の主な分野を明らかにし、具体的な経済協力プログラムを策定する。
 2. 北海道とロシア連邦極東地域との経済協力の効果を高めるため、合同委員会の決定の実行状況を恒常的に把握するとともに、経済協力プログラムに係る相互協力の案件の実現に関する問題を検討し必要な諸措置を講ずる。
 3. 北海道とロシア連邦極東地域の今後の経済協力の発展の可能性を組織的に検討し、経済協力プログラムの改定など必要な対策を明らかにする。

第3条

合同委員会の決定は、当該決定に効力発生の時期及び要件についての記載がない限り、決定の時点から効力を発生する。

第4条

合同委員会会議の、会議の間における商業、工業、観光、交通、農業、水産業、林業・林産業、基盤整備、その他の諸分野の経済協力の主な方向についての調整及び会議の準備・運営は、双方の事務局が行う。
また、必要に応じて、上記の諸分野に関する作業部会を設置することができる。

第5条

合同委員会は、この覚書及び覚書と不可分の合同委員会規程に基づき活動を行うものとする。

第6条

本覚書は、署名の日から効力を有する。
ただし、一方が他方より本覚書を失効させたい旨の通知を文書で受けた場合、受けた日から6か月後に効力を失う。
本覚書は、1992年9月3日札幌市において、日本語とロシア語で2部ずつ作成され、双方同じ効力を有する。

双方の委任により

北海道知事

横路孝弘

ロシア連邦対外経済関係省次官

7. 各種文書

「北海道とロシア連邦極東地域との
経済協力に関する常設合同委員会の
設立に関する覚書」の付属書

北海道とロシア連邦極東地域との経済協力に関する常設合同委員会規程

第1条

合同委員会は、それぞれ北海道知事及びロシア連邦対外経済関係省次官によって代表される北海道及び北海道の産業経済界の代表を含む北海道側とロシア連邦中央行政機関及び極東地域政府の代表を含むロシア連邦側（以下、「双方」という。）からなり、対等の原則に基づき、各13名ずつで構成する。但し、双方の合意により、これを増員することができる。

- 2 双方の委員長は、それぞれの側の副委員長、委員を決定する。また、双方の委員長は、合同委員会の運営に係る企画・調整の任にあたらせるため、委員の中からそれぞれの側の事務局長を指名する。
- 3 双方は、合同委員会の構成員の決定及び変更等を行った場合は、速やかに通知し合う。

第2条

合同委員会の会議は、定例会議及び臨時会議とする。

- 2 定例会議は、北海道とロシア連邦において交互に年1回開催する。臨時会議は、重要かつ緊急の問題を解決するために、両委員長（又はその全権代理）の合意により開催する。事務局及び作業部会の協議は、必要に応じて北海道またはロシア連邦で開催する。
- 3 定例会議の議題及び開催時期等は、その前回の会議で決定する。決定された議題への追加及び変更その他会議の運営に必要な事項は、定例会議開始の一箇月以上前に、双方の事務局長の協議の結果に基づき、両委員長が調整する。
- 4 会議の議長は、会議開催地の委員長（又は全権代理）が務める。
- 5 双方の委員長の合意により、個々の問題に関する専門家の会議への参加を認める。
- 6 会議は、やむを得ない事由による不参加の場合を除き、ロシア連邦極東の関係する各地域を代表する者の出席を前提として、双方からそれぞれの側の2分の1以上の合同委員会の構成員（又はその代理）が出席したときにのみ成立する。

第3条

会議の決定は、双方の賛成があった場合に採択する。

- 2 会議で採択された合同委員会の決定は、日本語とロシア語で議事録としてとりまとめられ、合同委員会の日本側及びロシア側の委員長（又は副委員長、又はそれぞれの側の全権代理）の署名により効力を生ずる。
- 3 会議の間に決定を採択すべき必要が生じた場合には、双方の委員長の文書による合意をもって決定がなされたものとし、次の会議において報告するものとする。

第4条

合同委員会の会議の開催及びその活動に要する費用負担については、相互主義の原則により、会議の開催等諸行事に要する経費並びに合同委員会構成員（又はその代理）の受入れ国内での宿泊費、食費、交通費は受入れ側の負担とし、会議等の開催国への渡航経費は訪問側の負担とする。

- 2 専門家及び事務局員の受入れ経費の負担については、その都度、双方が協議して取り決める。

第5条

本規程の全ての変更及び追加は、双方の文書による合意によって行われなければならない。

(3) 北海道とロシア連邦極東地域との地域間協力発展プログラム（第6期）

北海道とロシア連邦極東地域との地域間協力発展プログラム

北海道とロシア連邦極東地域（ハバロフスク地方、沿海地方、サハリン州）（以下「両地域」という。）は、1990年6月18日付の「日本国北海道とソ連邦ロシアソビエト連邦社会主義共和国との友好的なパートナーシップに関する合意」に基づき、北海道とロシア連邦極東地域との協力発展プログラム実施の枠組みで経済・人的交流の促進に取り組んでいる。1990年から2018年までの間に、5期に渡って経済協力プログラムが実施されてきた。

両地域はこれまでの5期の経済協力プログラムの成果及び様々な分野における相互協力の深化に関して日露両国のハイレベルで達した合意に基づいて、2018年から2022年までの北海道とロシア連邦極東地域との地域間協力発展プログラムを作成し、また、両地域の関係機関に本プログラムにおけるプロジェクトの実施に向けた取組を促進する。

本プログラムの実施に際しては、両地域は、平等のパートナーシップ、互惠協力及び善隣関係の原則に基づくものとする。

本プログラムの目的は、両地域間の互恵的な経済協力の更なる発展と人的ネットワークの強化を促進することである。

上記目的を達成するため、本プログラムは次のとおりとする。

I 地域間経済協力の発展の促進

両地域は、相互の物流増加及びビジネスミッションの相互派遣・受入、企業訪問、個別の商談会や経済的ポテンシャルのプレゼンテーションの開催を含む共同プロジェクトの実現に資する事業の開催、実施のために協力する。

経済協力は次の内容で実施される。

- 1 食の安全・安心、健康・長寿
- 2 寒冷地の快適な生活の確保に関する経験交流
- 3 環境保全に関する協力
- 4 エネルギー効率及びエネルギー消費に関する意見交換
- 5 観光分野での協力促進

II 地域間人的交流の促進

両地域間の人的協力は、双方の青少年・教育交流プロジェクト、文化、芸術部門の交流プロジェクト及びスポーツ代表団交流プロジェクトの実施により促進させる。

III 交通・物流インフラの発展

両地域は、地域間経済・人的協力を活性化するため、北海道とロシア極東地域との間の交通・物流ネットワークの発展と充実に向けた事業の実施やプロジェクトの実現の促進を図る。

7. 各種文書

IV 経済交流・投資協力の発展促進

両地域は、情報交換、各分野での専門家交流・技術交流の拡大、セミナーを通じて経済・投資協力の拡大に努める。

両地域は、経済の様々な分野における共同プロジェクトの実現のための双方向の協力の可能性や投資的提案に関する情報を共有する。

両地域は、地域間経済協力に向けた上記の I から IV までの項目の実施のため、本プログラムの別紙に記載される推進方策の実現に同意する。

本プログラムは、期間を5年とし、国際情勢の変化に応じて、必要の都度、北海道とロシア連邦極東地域との地域間協力に関する常設合同委員会において修正することができる。

両地域は、本プログラムを円滑に実現するため、両国の中央政府への支援の要請などを行うとともに、関係企業や機関に対し北海道とロシア連邦極東地域との地域間協力の促進に関する助言を行う。

本プログラムは、日本語とロシア語で4部作成され、2018年7月10日、北海道札幌市において署名された。

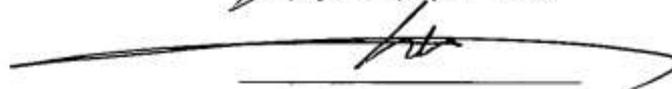
常設合同委員会
北海道側委員長代理
北海道副知事
辻 泰弘



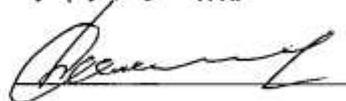
常設合同委員会
ロシア側委員長代理
サハリン州政府副首相
ベリク A.V.



沿海地方商工会議所会頭
ストゥブニツキー B.V.



ハバロフスク地方
国際・地域間協力大臣
ディアノフ V.A.



7. 各種文書

別紙

◎ 推進方策

I 地域間経済協力の発展の促進

両地域は、企業間取引の活性化を図るため、ビジネスミッションの派遣・受入や見本市への出展、プレゼンテーションの開催、研修や商談会の実施等への支援など、双方のビジネスにつながる取組に協力する。

両地域は、双方の企業家団体等の協力・連携の強化や、双方の貿易振興・支援に携わる機関の連携の確立、実業界間の交流の活性化により、中小企業等の対外貿易協力の強化に協力する。

1 食の安全・安心、健康・長寿

両地域は、双方の産学官金（企業、研究機関、行政、金融機関）の農業、食品・水産加工分野に係る経験・ノウハウを活用し、生産における安全性の確保に取り組むとともに、両地域において製造された食品の相互販売の発展に協力する。また、両地域は、双方の医療機関の間で構築されたネットワークなどを活用し、医療従事者の技術の向上や先進技術の経験交流に協働で取り組み、人々の生活の質向上に資する。

2 寒冷地の快適な生活の確保に関する経験交流

両地域は、寒冷地の厳しい自然環境を克服する中で蓄積してきたそれぞれの知恵や経験を交換し、これまでに培ってきた寒冷地の特性を活かした技術の交流や、寒冷地の生活の質を高めるサービスや製品の普及等を通じて、地域住民のより快適な生活の確保に資する。

3 環境の保全分野における協力

両地域は、環境保全のため、双方の企業、産学官金の経験やノウハウを活かし、環境モニタリング、廃棄物問題の対策等に協力し、可能な限り、両地域の持続的発展に資する。

4 エネルギーの有効性・エネルギー消費分野における経験交換

両地域は、ロシア極東地域で産出される天然ガス等のエネルギー資源が、地域で十分に活用されるよう、双方の産学官金の経験・ノウハウを活かして協力し、省エネ技術や再生可能エネルギーの導入に協力する。

5 観光分野での協力促進

両地域は、旅行者の増加を図るため、関係者の交流促進や観光PRの展開、誘客の促進に協力し、可能な範囲で観光インフラの発展につなげる。

7. 各種文書

II 地域間人的交流の促進

両地域は、より一層相互理解を促進し、強固な地域間関係を構築するため、下記の事項について協力する。

- 1 両地域の住民が互いの地域への理解と関心を深めるため、また、未来の両地域間交流の推進役を育成するため、訪問団の派遣・受入など青少年交流の促進に資する取組に協力する。
- 2 双方の語学の研修などによる相互理解の促進や学校間による学生や研究者の相互交流など教育・学術交流の促進に資する取組に協力する。
- 3 双方の文化・芸術を紹介することにより相互理解の促進を図るため、関係団体及び専門家・芸術家の派遣・受入や共同事業の開催など文化・芸術交流の促進に資する取組に協力する。
- 4 両地域住民によるスポーツ交流の発展を図るため、代表団及びスポーツ選手の派遣・受入を含め、合同のスポーツ関連事業の開催に協力する。

III 交通・物流インフラの発展

両地域は、交通ネットワークと交通インフラの発展に向け、下記の事項について協力する。

- 1 既設航路の集客・集荷と新たな航路の就航可能性の検討
- 2 既設航空路の旅客増加への促進と新たな定期航空路線の開設
- 3 チャーター便や貨物航空便の運航促進
- 4 荷役施設や保冷倉庫の整備、製品の配送システムの充実を通じた、ロジスティック拠点の形成
- 5 道路等の交通インフラの建設、修理、維持の最新技術の導入

IV 経済交流・投資協力の発展促進

1 ビジネス関連情報の交換

両地域は、貿易活動や投資発展分野の情報（貿易統計、地域の経済情報、企業の基礎的情報、地域の法制度、貿易経済・投資分野の提案を含む）を交換し、提供されたデータを両地域のウェブサイトに掲載するなど、地域内の企業等に周知する。また、両地域は、ビジネスへの相互参入を促進するため、貿易制度等の関連情報の提供や、貿易や投資環境に関するセミナーの開催に協力する。

2 技術交流の推進

両地域は、食品・水産・木材加工業をはじめとする各産業の高度化のため、これらの分野の経験交流のために各分野の技術者・専門家の交流を推進する。

7. 各種文書

3 貿易・投資活動に関する障害の除去

両地域は、定期的に貿易・投資活動に関する障害の除去に関する協議を行い、両地域の経済交流の活性化を図る。

4 企業支援活動の推進

両地域は、企業支援活動を推進するため、金融、法律等に関連するビジネスのサポート体制の拡充に協力する。

(4)「日本国北海道とロシア連邦サハリン州との友好・経済協力に関する提携」
議定書

日本国北海道とロシア連邦サハリン州との
友好・経済協力に関する提携

議 定 書

北海道知事堀達也とサハリン州知事ファルフトジノフ I. P. は、北海道とサハリン州の交流の芽を育み友好関係の発展に貢献した全ての人々に敬意を表し、市町村の姉妹友好交流の進展と民間団体の交流の拡大により両地域の住民の相互理解と信頼関係が深まっていることを満足の意を持って確認し、両地域の安定的な発展のため一層の友好関係の促進と互恵的な経済協力の拡大に努め、また、日ロ両国政府間の政治対話の進展に両地域が積極的な役割を果たすという確信に立脚し、二国間関係の完全な正常化を共に希求しつつ、ここに、両地域に持続的な善隣関係を築く友好・経済協力に関する提携を行うことを宣言する。

この提携に基づき、両知事は、今後両地域が目指す交流及び協力の方向について次のとおり合意する。

I 友好分野

- 1 知事定期会談の開催、行政分野における経験や情報の交換等を通じ、道・州行政間の連携を図るとともに、両地域の民間団体、姉妹友好市町村の一層の交流の拡大のため支援を行う。

- 2 両地域の気候や風土の類似性に着目し、環境、防災、気象、資源の有効利用、その他の分野における専門家交流や共同研究等を幅広く行い、共通する課題の解決を促進するとともに、研究の成果を両地域の一層の発展のため積極的に活用する。
- 3 両地域の広範な層の住民が互いの地域への理解と関心を深めることを目的として、青少年の交流を活発化させるとともに、教育、文化、芸術、保健・スポーツ等の分野における交流を促進し、さらに、両地域にとって貴重な歴史的文化的遺産を調査、保存、啓発・普及するための協力を行う。
また、マスメディアや情報通信ネットワーク等を利用した情報交流を推進する。

II 経済協力分野

- 4 両地域の企業による貿易及び投資を促進するため、良好な環境の整備に努めるとともに、サハリン大陸棚石油・天然ガス開発プロジェクトに関連する事業へ両地域の企業が参入することを推進するための協力システムの構築に向けて努力する。
- 5 両地域の各港への搬入量についての情報交換を含む海洋生物資源の合理的利用における協力関係を強化する。

- 6 両地域の産業の発展を図るため、「北海道とロシア連邦極東地域との経済協力プログラム」に基づき、貿易、金融、経営、交通、通信、観光、農業、水産業、林業・林産業、基盤整備の各分野にわたる互恵的な協力関係を一層強化する。

III 提携合意事項の推進

- 7 両地域の友好・経済協力に関する提携の合意事項の推進のため、関係機関・団体から成る協議会を双方の地域に設立し、協議会の合同会議を少なくとも年1回開催する。

本議定書は、署名の日から発効する。

以上のことを確認するため、1998年11月22日、サハリン州ユジノサハリンスク市においてこの議定書に署名する。

本議定書は、日本語及びロシア語で2通作成され、いずれも同等の効力を有する。

北海道知事

サハリン州知事



堀 達 也



ファルフトジノフ
イーゴリ・パヴロヴィチ

7. 各種文書

(5) 「日本国北海道とロシア連邦サハリン州との友好・経済交流促進プランに関する協力覚書」 付属書

「日本国北海道とロシア連邦サハリン州との友好・経済交流促進プランに関する協力覚書」 付属書

北海道とサハリン州との友好・経済交流促進プラン
(2019年－2022年)

No.	協力分野と計画名	具体的な内容
I. 貿易経済投資協力の拡大に向けた好ましい環境の整備		
1 貿易・投資協力		
(1)	貿易・投資活性化のための環境整備	<p>双方は、以下のことを協働して実施することにより地域間貿易・投資の拡大を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済ミッション、商談会 ・貿易経済・投資協力に関するセミナーや会議 ・輸出入のポテンシャルのプレゼンテーション
(2)	投資協力	<p>双方は、経済の様々な分野における双方向の協力の合同プロジェクトを実現するため投資誘致に関して以下のように連携する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道側が参入する可能性のあるサハリン州の投資案件や優先案件に関する情報交換 ・両地域の投資ポテンシャルに関するプレゼンテーションの開催 ・投資協力に関する商談会のアレンジなど、サハリンと北海道の企業のマッチングを支援
(3)	貿易投資活動の障害の除去	<p>双方は、貿易投資活動の障害除去に関する協議を定期的実施するほか、貿易に関する規制緩和を中央政府に働きかけるなど、協力して地域間貿易及び投資協力の活性化を促す。</p>
(4)	情報交流の整備	<p>双方は、両地域のウェブサイトを活用し、社会経済の発展及び対外経済活動に関する情報交流の活性化を促進し、入手したデータ等の両地域の企業への周知に努める。</p>
(5)	地方行政府間の連携	<p>双方は、地方行政府に設立されている国際・地域間協力問題調整部門や、サハリン州の北海道事務所を通して協力する。</p>

7. 各種文書

(6)	貿易見本市および展示会の開催	<p>双方は、サハリン州及び北海道における見本市・展示会の開催を以下のように支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの地域で行われる貿易展及び見本市の開催に関する情報の定期的交換 ・開催される展示会・見本市の情報を両地域の関係団体に周知 ・両地域の企業の展示会・見本市への参加を支援
(7)	人材養成、専門家交流	<p>双方は、様々な経済分野における専門家の相互派遣及び相互研修の実施を支援する。</p>
(8)	金融分野の協力	<p>双方は、サハリン州における北海道の銀行の参加のもとに業務の推進を支援する。</p> <p>双方は、両地域の金融機関間の協力を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行活動や貿易業務の新しい金融メカニズムに関する情報交換 ・パートナー関係の締結 ・金融機関業務の経験の相互交換の実施
(9)	法律分野の協力	<p>双方は、貿易・投資活動を促進するために、法律分野の情報交換を行う。</p>

II. 個々の経済分野における協力

1 燃料エネルギー、インフラ関連産業

(1)	エネルギープロジェクトに関する協力	<p>双方は、石油ガス事業プロジェクトその他の燃料エネルギー関連プロジェクトの内容や北海道企業の参入の可能性に関する情報交換を進める。</p>
(2)	サハリン州のガス化事業への協力	<p>双方は、サハリン州のガス化プロジェクトの実現に向けて情報や経験の交換を行う。</p>
(3)	省エネ・新エネの導入拡大	<p>双方は、両地域の省エネ技術及び新エネルギーの導入に関して、この分野での経験と情報交換に基づき協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナーやプレゼンテーションの実施 ・代表団の相互派遣
(4)	燃料エネルギー関連分野のその他のプロジェクトに関する協力	<p>双方は、両国政府が支持するエネルギー供給に係る新たな大型プロジェクトの実現に向けた検討にあたり、関連する情報の相互交換に地方レベルで協力する。</p>

2 交通・観光

7. 各種文書

(1)	交通・物流インフラの発展	双方は、サハリン州における交通インフラの整備を促進するため、荷役施設の建設、旅客ターミナルの建設、海上交通施設の整備に関する情報交換や日本（北海道）の先進技術の適用及び道路等の交通インフラの建設、修理・維持の最新技術の
(2)	北海道とサハリン州を結ぶ航空路とフェリー航路の発	双方は、北海道とサハリン州を結ぶ航空輸送とフェリー航路の発展のため、両地域協議や、旅客及び貨物の需要拡大に向けた協力を推進する。
(3)	観光分野の協力	双方は、以下により観光客の誘致拡大を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・観光関係者の連携促進 ・相互での展示会・プレゼンテーションを通じた観光PR ・両地域の特性を活かした旅行プランの開発 ・両地域メディアへの情報提供 また、港湾及び空港その他観光関連事業者における旅客サービスの質の向上を促進する。
3 漁業・水産業		
(1)	漁業分野の専門家の交流促進	双方は、地方行政の水産職員の相互派遣や視察の受入、会議・ウェブサイトの活用等を通じ、専門的知見の交換を支援する。
(2)	水産業分野の研究交流	双方は、水産業の発展のために相互に関心のある分野で両地域の研究機関の交流を推進する。
(3)	水産加工及び水生生物資源の増殖部門での協力	水産加工業の発展及び水生生物資源の増殖に関する協力を促進するために、双方は、サハリン州と北海道の企業間の交流を支援する。
4 林業・林産業		
(1)	木材の需給動向に関する情報交換	林業林産業の発展を目的として、双方は木材の需給動向に関する情報を交換する。
(2)	林業林産業分野での企業間交流	双方は、木材調達・木材加工の先進技術の研究のための企業間交流の実施を支援する。
5 農業		
(1)	農業分野の研究交流	農業技術の改良を目的として、双方は、栽培技術等の分野で研究機関同士の交流を支援する。
(2)	農業分野の企業間交流	農業の発展及び近代化に関する協力の推進のため、双方は、サハリン州と北海道の企業間の交流の確立を支援する。

7. 各種文書

(3)	農作物栽培分野の協力	双方は、露地及び温室での通年生産を含む作物栽培の経験交流について協力する。
6 建設		
(1)	建設分野の技術交流等	双方は、以下のことにより建設分野での企業間交流等を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家の相互研修 ・ 建設をテーマとするセミナーの実施 ・ 両地域における建設分野の国際的イベントに関する情報交換
Ⅲ. 快適な住民生活環境の形成		
双方が有する技術と経験を活用しながら、以下の社会的課題の解決方法を提案し、協働して対処するとともに、その実現に関連するビジネスへの参入を促進する。		
1 食品の生産と普及の安全性の確保		
(1)	安全・安心な食品の普及	双方は、両地域の食品の需給状況や生産・流通の発展に関する提案等の情報交換を行うとともに、北海道における食品の品質管理方法や取組に関する経験交流を行い、両地域で生産される食品の相互的な取引の推進に協力する。
(2)	食関連産業の振興	双方は、サハリン州における安全・安心な食の需要に応えられるよう、北海道の技術やノウハウを活かした農産物や水産物をはじめとする食品加工施設の衛生管理、その他生産・流通における効率化など、食関連産業の近代化に協力する。
2 健康・生活の質の向上		
(1)	保健医療分野における協力の発展	双方は、緊急患者の対応や医師の研修に係る協力のほか、サハリン側の医療分野の人材育成に関する両地域の保健医療機関同士の連携と交流の促進を支援する。
(2)	健康・長寿に関する情報交換	双方は、健康・生活の質の向上のため、両地域で行われる健康や生活の質の改善に向けた事業に関する情報交換を行う。
(3)	北海道企業の参入を伴う健康分野での協力	サハリン州の保健システムの近代化のために、双方は、北海道の先進技術の適用、サハリン州における健康施設（リハビリテーション及び診断センター）の近代化、近代的施設の建設に関して、両地域の企業・組織等間の協力関係の樹立を支援する。
(4)	青少年の休暇・健康増進分野での協力	双方は、青少年グループによる両地域の休暇施設の利用促進に協力する。

7. 各種文書

3 環境保全、防災		
(1)	環境保全	双方は、両地域の産学官金が有する経験・ノウハウを生かし、環境保全に協働して取り組む。
(2)	防災	双方は、石油流出防止及び流出時における防災対策を円滑に実施するため、防災に関する情報交換を行う。
4 寒冷地の快適な生活の確保		
(1)	寒冷地製品・サービスの普及	双方は、両地域の住環境や制度、課題に関する情報交換を行い、北海道の優れた寒冷地製品・サービスのサハリン州内での普及を促進し、住民の生活の質の向上に協働して取り組む。
5 その他社会的課題への対処		
(1)	その他社会的課題への対処	双方は、定期的な情報交換などを通じ、現に潜在し、又は、新たに発生する社会的課題の把握に努め、その解決に向けた取組を協働して進める。
(2)	経験及び専門家の交流	住民への社会サービス提供の業務を研究するため、双方は両地域の社会サービスの専門家交流の実施を支援する。
IV. 地域間人的交流の促進		
1 姉妹都市交流		
(1)	市町村の姉妹都市交流	双方は、民間団体や姉妹都市の交流発展、両地域の交流を促進するための会議の開催を支援する。
2 青少年		
(1)	青少年交流の発展	双方は、両地域の青少年交流を促進するため、訪問団の相互派遣や合同事業の開催を支援する。
3 教育と科学・文化と芸術・スポーツ		
3. 1 教育と科学		
(1)	教育交流	双方は、児童・生徒及び教員間の相互交流の発展に協力し、合同の事業や教育プロジェクトの実施を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業教育分野の事業経験を研究するための教員や職業訓練担当教員等の研修実施に係る協力 ・ 文化交流と言語研究の発展のための教育機関間の協力
(2)	教育部門における学術調査活動	双方は、国際的な学術・調査プロジェクトへの教育者及び学識経験者の参加、国際学術調査会議、シンポジウム、フォーラムの開催を支援する。

7. 各種文書

(3)	学術機関間の協力	双方は、両地域の博物館等の学術機関間の協力関係の樹立及び推進を支援する。
3. 2 文化と芸術		
(1)	文化機関間の協力	双方は、両地域の文化団体・機関等との関係樹立を促進し、図書館業務、造形芸術、美術館業務、舞台芸術、映画芸術等の推進、両地域の民衆芸術の発展の分野の共同事業の開催を支援する。
(2)	文化振興に関する協力	双方は、互いの文化振興施設の活用や、文化芸術イベントの開催を通じて、文化芸術関係者の協力関係の樹立を支援する。
(3)	歴史的文化的遺産交流	双方は、両地域にとって貴重な歴史的文化的遺産に対する認識を共有し、博物館交流等を通じて、それらの研究、発見と保護、またそれらに関する啓発、知識の普及の分野で協力をを行う。
3. 3 スポーツ		
(1)	サハリン州と北海道のスポーツ団体の交流の促進	双方は、サハリン州と北海道のスポーツ団体同士の国際交流の協定の締結や、両地域のスポーツ団体の交流発展に向けた共同事業の開催を支援する。
(2)	国際競技大会開催に関する情報交換	双方は、両地域で行われる、青少年スポーツを含む国際競技大会に関する情報を交換し、国際競技大会への選手の参加や各種スポーツ種目における交流を支援する。

(6) 日本国北海道とロシア連邦モスクワ州との地域間交流の開始に関する
議事録

日本国北海道とロシア連邦モスクワ州との
地域間交流の開始に関する議事録

サンクトペテルブルク市

2018年5月25日

北海道知事高橋はるみとモスクワ州知事ヴォロビョフ A. Y.
(以下「双方」という)は、北海道(日本国)とモスクワ州(ロシア連邦)(以下「両地域」という。)との、パートナーシップ関係樹立に向け、地域間関係について意見交換を行い、以下の点について地域間協力を開始することで認識が一致した。

- 1 双方は、友好親善と相互理解を図るため、両地域間の文化・観光・スポーツ・教育分野における協力の促進に努力する。
- 2 双方は、両地域の産業振興のため、互恵的な経済協力の条件整備と促進に努力する。
- 3 双方は、両地域の対外経済関係を促進するため、双方いずれかの照会により、経済及び社会的分野の情報交換を行う。
- 4 双方は、保健分野における協力のため、両地域の医療機関の連携を支援する。
- 5 双方は、互恵協力の方向性の確認と、協力の具体化に向け定期的に実務者協議を行う。
- 6 双方の担当窓口は、北海道(日本国)は北海道総合政策部国際局とモスクワ州(ロシア連邦)はモスクワ州投資・イノベーション省とする。

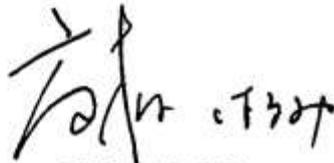
7. 各種文書

2

本議事録は、両地域にいかなる法的義務も財政的義務も生じさせるものではない。

2018年5月25日ロシア連邦サンクトペテルブルク市において、日本語及びロシア語にて各2通作成され、議事録4部に署名された。

北海道
知事



高橋 はるみ

モスクワ州
知事



ヴォロビヨフ・アンドレイ・ユーリエヴィチ

7. 各種文書

(7) 北海道（日本）とサンクトペテルブルク（ロシア連邦）の協力発展に関する「ロードマップ」事業計画

附属書1

北海道（日本）とサンクトペテルブルク（ロシア連邦）の協力発展に関する「ロードマップ」事業計画

№	事業名	実施期間	担当	
			サンクトペテルブルク市	北海道
1.貿易・経済関係、産業・企業活動支援分野				
1.1.	自動車関連分野で活動する北海道企業とサンクトペテルブルク企業との経済交流活動の調整・サポート。	2018年-2022年	サンクトペテルブルク市 産業政策・イノベーション委員会	北海道経済部経済企画局 北海道経済部産業振興局
1.2.	北海道の企業や大学で取り組んでいる自動車の自動運転技術の開発・応用分野における交流への協力。	2018年-2022年	サンクトペテルブルク国営単一企業 《パッセンジャーオートランス》	北海道総合政策部国際局 北海道総合政策部政策局 北海道経済部経済企画局 北海道経済部産業振興局
2.投資分野				
2.1.	両地域で開催される投資をテーマとする大規模なフォーラムや会議について、これらの行事に参加する代表団の交流のための情報交換。	2018年-2022年	サンクトペテルブルク市投資委員会	北海道総合政策部国際局 北海道経済部経済企画局
2.2.	北海道とサンクトペテルブルクのクリエイティブ産業における経済交流への協力。	2018年-2022年	サンクトペテルブルク市投資委員会	北海道総合政策部国際局 北海道経済部経済企画局 北海道経済部産業振興局 北海道立総合研究機構（ワーキンググループ構成員）
2.3.	潜在的投資家誘致のためのサンクトペテルブルクおよび北海道で実現が予定される投資プロジェクトに関する情報の交換。	2018年-2022年 2018-2022 гг.	サンクトペテルブルク市 投資委員会	北海道総合政策部国際局 北海道経済部経済企画局

7. 各種文書

3. 情報化・通信分野				
3.1.	総合プログラム《安全な都市》の構成要素のインフラの創設、導入分野の経験(情報)交流に向けた検討協議。	2018年-2022年	サントペテルブルク市 情報化・通信委員会	北海道総合政策部国際局 北海道建設部
3.2.	《スマートシティ》の創設および発展の経験(情報)交流問題を検討協議。	2018年-2022年	サントペテルブルク市 情報化・通信委員会	北海道総合政策部国際局
4. 保健医療分野				
4.1.	サントペテルブルクでの「脳神経外科」および「脊椎・脊髄損傷」に関する会議への日本の専門家達の参加への協力。	2018年-2022年	サントペテルブルク市保健委員会	北海道総合政策部国際局 北海道保健福祉部 札幌医科大学(ワーキンググループ構成員)
4.2.	放射線診断、治療の問題について、がん治療機関の様々な視点による合同学術会議の開催への協力。	2018年-2022年	サントペテルブルク市保健委員会	北海道総合政策部国際局 北海道保健福祉部 札幌医科大学(ワーキンググループ構成員)
4.3.	国家予算医療機関(サントペテルブルク専門医療(腫瘍学)臨床学術実践センター)をベースに北海道からの腫瘍学の専門家によるマスタークラスの開催の可能性を考慮に入れた腫瘍学部門の経験交流プログラムの作成への協力。	2018年-2022年	サントペテルブルク市保健委員会	北海道総合政策部国際局 北海道保健福祉部 札幌医科大学(ワーキンググループ構成員)
4.4.	脊椎損傷治療(特に、幹細胞移植による治療)、脊椎や運動器系の損傷のある患者のリハビリテーションの分野に関する北海道の先端医療技術の紹介。	2018年-2022年	サントペテルブルク市保健委員会、IIジャンネリゼ記念サントペテルブルク救急研究所、(サントペテルブルク国家予算医療機関)(市立第2総合病院)、(サントペテルブルク国家予算医療機関)サントペ	北海道総合政策部国際局 北海道保健福祉部 札幌医科大学(ワーキンググループ構成員)

7. 各種文書

			テルブルク・リゾート地区(第40私立病院)	
4.5.	急性リンパ性白血病、急性骨髄性白血病、慢性白血病、骨髄異形成症候群、非ホジキンリンパ腫、ホジキンリンパ腫、多発性骨髄腫、再生不良性貧血、充実性腫瘍の患者に対するあらゆるパリエーションの細胞増殖抑制療法、ターゲット療法、免疫抑制療法、様々な種類の骨髄移植を含めた治療の経験交流への協力。	2018年-2022年	サントペテルブルク保健委員会、LPバグロフ・RMゴルバチョフ 名称サントペテルブルク国立第一医科大学小児がん、血液学、移植技術研究所	北海道総合政策部国際局 北海道保健福祉部 北海道経済部経済企画局 札幌医科大学(ワーキンググループ構成員)
5. ごみ、廃棄物処理、浄水分野				
5.1.	一般固形廃棄物、危険廃棄物(バッテリー、電池、水銀を使用した温度計・器具、使用済み機油、タイヤ、期限切れの薬品)、危険度1-5クラスの廃棄物を収納したポリゴンの処理、無害化、再利用化関連施設について、北海道とサントペテルブルクの間での情報交換。	2018年-2022年	サントペテルブルク市都市環境整備委員会	北海道総合政策部国際局 北海道環境生活部環境局
5.2.	サントペテルブルク市の廃棄物無害化施設への北海道関係者の訪問、北海道の廃棄物処理施設へのサントペテルブルク市都市環境整備委員会の代表の訪問への協力。	2018年-2022年	サントペテルブルク市都市環境整備委員会	北海道総合政策部国際局 北海道環境生活部環境局
5.3.	北海道での下水の廃棄物・沈殿物再利用に関する工場の技術の調査(視察)。	2018年-2022年	サントペテルブルク国営単一企業 《サントペテルブルク水道》	北海道総合政策部国際局
5.4.	《飲料水の安全確保、環境へのネガティブな影響の低減、エネルギー効率と省資源化の向上》分野で、上下水道クラスターと水道事業アカデミーの枠組みも含めて、サントペテルブルクと北海道の水道事業関係の専門家間の経験の交流への協力。	2018年-2022年	サントペテルブルク国営単一企業 《サントペテルブルク水道》	北海道総合政策部国際局

7. 各種文書

6. 観光分野			
6.1.	日本およびサンクトペテルブルクのジャーナリストとツアーオペレーターのためのサンクトペテルブルクと北海道でのプレスツアー交流。	2018年-2022年	サンクトペテルブルク市観光発展委員会 北海道総合政策部国際局
6.2.	対等の原則でのサンクトペテルブルクと北海道の観光の魅力に関するPRの相互交換。	2018年-2022年	サンクトペテルブルク市観光発展委員会 北海道総合政策部国際局
6.3.	北海道に Visit Petersburg ブランドのサンクトペテルブルク観光情報代表部開設する問題の検討。	2018年-2022年	サンクトペテルブルク市観光発展委員会 北海道総合政策部国際局
7. 科学・高等教育分野			
7.1.	学術および職業教育部門の高等教育機関や学術機関(高等教育:学士、専門家、修士、高等技能人材育成;中等職業教育;追加職業教育)の、学生、大学院生、教員、研究者の学術交流、合同教育・学術プログラムやプロジェクトの作成と実現、合同調査の結果の出版、サンクトペテルブルクと北海道で開催する職業教育や学術分野の大規模な会議・展示事業への参加を含めた協力の発展への支援。	2018年-2022年	サンクトペテルブルク市科学・高等教育委員会 北海道総合政策部国際局 北海道教育厅 札幌医科大学(ワーキンググループ構成員)
8. 文化分野			
8.1.	サンクトペテルブルク文化委員会が管轄する文化施設と北海道の文化施設の間で直接コンタクト(連絡・交渉)ができるようになるための協力。	2018年-2022年	サンクトペテルブルク市文化委員会 北海道総合政策部国際局 北海道環境生活部文化局 北海道教育厅
8.2.	サンクトペテルブルクおよび北海道で開催される最も文化的に重要な各種行事に関する情報の交換。	2018年-2022年	サンクトペテルブルク市文化委員会 北海道総合政策部国際局 北海道環境生活部文化局 北海道教育厅
8.3.	文化部門の合同プロジェクト実現への協力。	2018年-2022年	サンクトペテルブルク市文化委員会 北海道総合政策部国際局 北海道環境生活部文化局 北海道教育厅
8.4.	毎年開催しているサンクトペテルブルク国際文化フォーラムの参加への招待。	2018年-2022年	サンクトペテルブルク市文化委員会 北海道総合政策部国際局 北海道環境生活部文化局 北海道教育厅

7. 各種文書

(8) 北海道（日本）とサンクトペテルブルク（ロシア連邦）の協力発展に関する「ロードマップ」活動計画

サンクトペテルブルク知事と
北海道知事との協議
の議事録の
付属書

2018年～2022年のサンクトペテルブルク（ロシア連邦）と北海道（日本国）の交流の発展のための
「ロードマップ」活動計画

№	活動	納期	担当	
			サンクトペテルブルク市	北海道
1	2	3	4	5
1. 貿易と経済関係、産業と企業支援の分野				
1.1	日本への輸出に関心を持つサンクトペテルブルクの企業を支援するための情報交換セミナー、懇談会の開催を含めサンクトペテルブルクと北海道の輸出指向型企業間の協力を深める活動。	2018～2022年	サンクトペテルブルクの企業と消費者市場発展委員会 サンクトペテルブルクの対外関係委員会	北海道総合政策部国際局 北海道総合政策部交通政策局 北海道経済部経済企画局 北海道経済部産業振興局 北海道経済部食関連産業室
1.2	サンクトペテルブルク、北海道の工業団地間の情報交換	2018～2022年	サンクトペテルブルクの企業と消費者市場発展委員会	北海道総合政策部国際局 北海道経済部産業振興局
1.3	サンクトペテルブルク企業の製品に関する情報の送信	2018～2022年	サンクトペテルブルクの企業と消費者市場発展委員会 サンクトペテルブルクの対外関係委員会	北海道総合政策部国際局 北海道経済部産業振興局
1.4	日本側に「ハサンスキー」市場の取引プラットフォーム一時提供の検討	2018年	サンクトペテルブルクの企業と消費者市場発展委員会 サンクトペテルブルクの対外関係委員会	北海道総合政策部国際局 北海道経済部経済企画局 北海道経済部産業振興局 北海道経済部食関連産業室

7. 各種文書

№	活動	納期	担当	
			サントペテルブルク市	北海道
1.5	北海道製の商品（自動車部品、化粧品、アルコール製品、食品）をサントペテルブルクに配送の検討	2018～2022年	サントペテルブルクの企業と消費者市場発展委員会	北海道総合政策部国際局 北海道総合政策部交通政策局 北海道経済部経済企画局 北海道経済部産業振興局 北海道経済部食関連産業室
1.6	サントペテルブルク国際経済フォーラム時の日本首相の率いる日本代表団のメンバーである北海道知事とサントペテルブルクの会合の検討	2018年	サントペテルブルクの対外関係委員会	北海道総合政策部国際局
1.7	北海道、サントペテルブルク、サハリ州間の交流の強化	2018年	サントペテルブルクの対外関係委員会	北海道総合政策部国際局
1.8	国際展示会、競技会、フェア、フェスティバル、ファッション業界のフォーラムへの共同参加	2018～2022年	サントペテルブルクの企業と消費者市場発展委員会 「企業発展及び支援センター」国家予算機関	北海道総合政策部国際局 北海道経済部経済企画局 北海道経済部産業振興局 北海道経済部食関連産業室
2. 輸送および輸送インフラの開発分野				
2.1	サントペテルブルクと日本の間の直行便の拡大検討	2018～2022年	サントペテルブルクの交通委員会 「北首都の門」LLC	北海道総合政策部国際局 北海道総合政策部航空局
3. 教育分野				
3.1	サントペテルブルクと北海道の教育機関間の関係の発展、学校間交流	2018～2022年	サントペテルブルクの教育委員会 サントペテルブルクの教育機関	北海道総合政策部国際局 北海道総務部法務・法人局 北海道総合政策部政策局 北海道教育庁総務政策局

7. 各種文書

№	活動	納期	担当	
			サントペテルブルク市	北海道
4. 科学と高等教育の分野				
4.1	学生、大学院生、教員と研究者のモビリティ、共同研究と教育プロジェクトとプログラムの実施、共同科学研究成果の公表の分野を含むサントペテルブルク、北海道の各地にある高等教育機関と科学技術機関の協力の強化（高等教育：パチェラー、スペシャリスト、マスター教育、優秀な人材の訓練、中等職業教育、追加教育）	2018～2022年	サントペテルブルクの科学と高等教育委員会	北海道総合政策部国際局 北海道総務部法務・法人局 北海道総合政策部政策局 北海道経済部産業振興局 地方独立行政法人北海道立総合研究機構
4.2	サントペテルブルク、北海道で開かれる教育および科学分野における大規模な会議および展示イベントでの高等教育機関および科学機関の参加の支援	2018～2022年	サントペテルブルクの科学と高等教育委員会	北海道総合政策部国際局 北海道総務部法務・法人局 北海道経済部産業振興局 北海道教育庁総務政策局
5. 青少年政策の分野				
5.1	サントペテルブルクと北海道間の青少年交流のサポート	2018～2022年	公共団体交流およびサントペテルブルクの青少年政策委員会	北海道総合政策部国際局 北海道環境生活部くらし安全局 北海道環境生活部文化局 北海道環境生活部スポーツ局 北海道教育庁総務政策局

7. 各種文書

№	活動	納期	担当	
			サントペテルブルク市	北海道
5.2	サントペテルブルクと北海道で開催される青少年の国際大会に関する情報の交換	2018～2022年	公共団体交流およびサントペテルブルクの青少年政策委員会	北海道総合政策部国際局 北海道環境生活部くらし安全局 北海道環境生活部文化局 北海道環境生活部スポーツ局 北海道教育庁総務政策局
5.3	サントペテルブルクで開催される大規模な青少年イベントへの北海道代表の参加の支援	2018年	公共団体交流およびサントペテルブルクの青少年政策委員会	北海道総合政策部国際局 北海道環境生活部くらし安全局 北海道環境生活部文化局 北海道環境生活部スポーツ局 北海道教育庁総務政策局
6. 観光分野				
6.1	サントペテルブルクでの北海道の観光プレゼンテーションの実施の支援	2018年	サントペテルブルクの観光開発委員会	北海道総合政策部国際局 北海道総合政策部航空局 北海道経済部観光局
6.2	北海道のメディアや旅行会社の代表者のために、サントペテルブルクへのスタディツアーへの参加の支援	2018年	サントペテルブルクの観光開発委員会	北海道総合政策部国際局 北海道総合政策部航空局
7. 健康管理分野				
7.1	医療機関同士の交流、経験の交換、情報交換の支援	2018～2022年	サントペテルブルクの衛生委員会	北海道総合政策部国際局 北海道保健福祉部地域医療推進局
8. 文化分野				
8.1	サントペテルブルクと北海道の文化機関同士の交流の支援	2018～2022年	サントペテルブルクの文化委員会	北海道総合政策部国際局 北海道環境生活部文化局

7. 各種文書

№	活動	納期	担当	
			サントペテルブルク市	北海道
8.2	サントペテルブルク、北海道で開催されるフェスティバルやコンテストへの芸術団体とパフォーマーの参加の支援	2018～2022年	サントペテルブルクの文化委員会	北海道総合政策部国際局 北海道環境生活部文化局
8.3	サントペテルブルクの国立劇場やコンサートの団体の北海道での公演の支援 北海道の国立劇場やコンサートの団体のサントペテルブルクでの公演の支援	2018～2022年	サントペテルブルクの文化委員会	北海道総合政策部国際局 北海道環境生活部文化局
8.4	北海道代表者のサントペテルブルク国際文化フォーラムへの参加の支援	2018～2022年	サントペテルブルクの文化委員会	北海道総合政策部国際局 北海道環境生活部文化局
9. 建設分野				
9.1	寒冷地における建設技術の交流	2018～2022年	サントペテルブルクの建設委員会	北海道総合政策部国際局 北海道建設部住宅局
10. スポーツ分野				
10.1	スポーツ交流の実行	2018～2022年	サントペテルブルクの体育・スポーツ委員会	北海道総合政策部国際局 北海道環境生活部スポーツ局

7. 各種文書

(9) 日本国北海道とロシア連邦サハ共和国との相互理解に関する覚書

日本国北海道とロシア連邦サハ共和国との相互理解に関する覚書

日本国北海道副知事山谷吉宏とロシア連邦サハ共和国第一副首相アレクセーエフ・ピョートル・ニコラエヴィチは、北海道札幌市において意見交換を行い、両地域の今後の友好関係の強化や経済的、社会的発展を促進するために、以下の点で認識が一致した。

1. 双方は、友好関係の強化のために努力し、互恵的協力を促進していくこと
2. 双方は、貿易経済・文科学分野において効果的な協力を確立する用意があること
3. 双方の担当窓口は、北海道経済部国際経済室とロシア連邦サハ共和国連邦・対外関係省とすること

2015年5月19日、札幌市において日本語とロシア語で各2部作成した。異文の場合、日本語のテキストを優先することとする。

日本国北海道副知事

ロシア連邦サハ共和国第一副首相

山谷 吉宏

アレクセーエフ P. N.

